

介護 みんなで支える介護保険 No151

問 保健福祉課 介護福祉係  
☎476-1111(145)

◆平成 27 年度から介護保険制度が改正されました 〈part.3〉

5月号から介護保険制度改正のポイントについてお知らせしておりますが、今回は、**施設入所などの食費・居住費の補足給付の見直しの改正**についてです。

施設入所などの食費・居住費の補足給付の見直しQ & A

Q. 施設入所などの食費・居住費の補足給付とは、どのような制度ですか？

A. 介護保険3施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・居住費などは基本にご本人負担ですが、低所得者の方については、大崎町役場へ申請すればこれらにかかる費用の負担軽減を行う制度です。

【利用者負担段階と負担限度額（日額）】

利用者負担段階	対象者	負担限度額			
		部屋代	食費		
第1段階	・世帯の全員が町民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護などを受給されている方	多床室（相部屋）	0円	300円	
		従来型個室	（特養等）		320円
			（老健・療養型等）		490円
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第2段階	・世帯の全員が町民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室（相部屋）	370円	390円	
		従来型個室	（特養等）		420円
			（老健・療養型等）		490円
		ユニット型準個室	490円		
		ユニット型個室	820円		
第3段階	・世帯の全員が町民税を課税されていない方で第2段階以外の方	多床室（相部屋）	370円	650円	
		従来型個室	（特養等）		820円
			（老健・療養型等）		1,310円
		ユニット型準個室	1,310円		
		ユニット型個室	1,310円		
第4段階	第1段階から第3段階以外の方	負担限度額なし（非該当）			

Q. どのような改正が行われるのですか？

A. これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断しておりましたが、平成27年8月からは、以下の取り扱いが追加されます。

- ①世帯分離の有無にかかわらず、配偶者とみなされれば（事実婚含む）その所得も勘案し、町民税が課税されている場合は、負担軽減の対象外となります。
- ②預貯金などの金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外となります。
  - ・配偶者がいる方：合計2,000万円
  - ・配偶者がいない方：1,000万円
 ※申請の際に通帳の口座残高や有価証券などの写しが必要となります。

Q. なぜ、配偶者の所得を勘案するのですか？

A. 配偶者間では、民法上も、他のご親族以上に家計を支えあうことが求められていることから、配偶者の方が町民税を課税されている場合には、食費・居住費をご負担いただくこととしています。